

(設置)

第1条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条の規定に基づく児童厚生施設の機能を有する施設として、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにするため、児童館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 児童館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
石垣市新川児童館	石垣市字新川2212番地9

(事業)

第3条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健全な遊び場の提供に関する事業
- (2) 児童の健康増進に関する事業
- (3) 児童の情操指導に関する事業
- (4) 児童のクラブ活動及びレクリエーションの指導に関する事業
- (5) その他設置の目的を達成するために必要な事業及び市長が必要と認める事業

(開館時間及び休館日)

第4条 児童館の開館時間は、月曜日から土曜日までの午前10時から午後6時までとする。

2 児童館の休館日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日。ただし、こどもの日は除く。
- (3) 慰霊の日(6月23日)
- (4) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

3 前2項の規定にかかわらず、市長又は第16条の規定により市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)は、必要があると認めるときは、開館時間を変更し、又は臨時に開館若しくは休館することができる。

(利用できる者)

第5条 児童館を利用できる者(以下「利用者」という。)は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号に掲げる者は、第2号及び第3号に掲げる者に優先して利用できるものとする。

- (1) 児童福祉法第4条に規定する児童及びその保護者(乳児及び幼児の利用は、保護者同伴とする。)
- (2) 児童の健全育成を目的とする団体
- (3) その他市長又は指定管理者が適当と認める者

(入館の制限等)

第6条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがある者
- (2) 施設又は設備を損傷するおそれがある者
- (3) 感染症疾患が疑われる者
- (4) 児童館の管理運営上支障があると認める者

(利用許可)

第7条 施設を占有して利用しようとする個人又は団体(第5条第1号に規定する児童を除く。)は、市長又は指定管理者の許可(以下「利用許可」という。)を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長又は指定管理者は、前項の利用許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用許可の制限)

第8条 市長又は指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の利用を許可しないものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 管理上支障があるとき。
- (5) その他市長又は指定管理者が不適当と認めるとき。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長又は指定管理者は、第7条に規定する利用許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可を取り消し、若しくは変更し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により利用許可を受けたとき。
- (4) 管理に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) その他公益上やむを得ない事由が生じたとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第10条 利用者は、児童館の利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、利用を終了したときは、直ちに原状に復するものとする。

(利用料金)

第12条 [第7条](#)の規定により利用許可を受けた者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、[別表](#)に定める額の範囲内において、定めるものとし、指定管理者は市長の承認を得なければならない。

3 利用料金は、市長又は指定管理者が定める日までに支払わなければならない。

4 既に支払われた利用料金は、返還しないものとする。ただし、施設を利用することができないことについて利用者の責めに帰ることができないと市長又は指定管理者が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

5 利用料金は、指定管理者の収入とすることができる。

(減免)

第13条 市長又は指定管理者は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、規則で定めるところにより利用料金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 児童の健全育成を目的とする団体
- (2) 本市が主催又は共催する行事に利用する場合
- (3) その他特別な理由があると認める場合

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、[地方自治法\(昭和22年法律第67号\)第244条の2第3項](#)の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するものに児童館の管理を行わせることができるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第15条 [前条](#)の規定による指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に事業計画書等必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(指定管理者の指定)

第16条 市長は、[前条](#)の規定による申請があつたときは、次に掲げる全ての要件を満たし、児童館の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

- (1) 利用者の平等な利用が確保できること。
- (2) 事業計画書の内容が児童館の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書の内容に沿った児童館の管理を安定して行う能力を有すること。
- (4) その他[次条](#)に規定する業務を円滑に実施するために十分な能力を有するものであること。

2 市長は、[前項](#)の規定による指定をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(指定管理者の業務)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) [第3条](#)に規定する事業に関する業務
- (2) 施設の利用の許可及び許可に付する条件に関する業務
- (3) 施設の利用の許可の取消し等及び立入りの制限等に関する業務
- (4) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (5) 利用料金の徴収及び還付に関する業務
- (6) [前各号](#)に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(協定の締結)

第18条 市長は、指定管理者と児童館の管理に関する協定を締結するものとする。

(指定管理者の指定の取消し等)

第19条 市長は、指定管理者の責めに帰すべき理由その他の理由により当該指定管理者による管理を継続することが困難と認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 [前項](#)の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

3 市長は、[第1項](#)の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(事業報告書の提出)

第20条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、規則で定めるところにより、事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、[前条第1項](#)の規定により年度の中途において、指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

(損害賠償義務)

第21条 指定管理者が、故意又は重大な過失により児童館の施設又は設備を損壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(職員)

第22条 児童館に館長、児童厚生員([児童福祉施設の設備及び運営に関する基準\(昭和23年厚生省令第63号\)第38条](#)に規定する児童の遊びを指導する者)その他必要な職員を置く。

2 児童館の職員は、児童の自主性、社会性及び創造性を高める遊びの指導を行うとともに、関係機関(学校、幼稚園、保育所等)及び児童委員等の積極的な協力を得て児童の健全育成に努めなければならない。

(保護者との連絡)

第23条 [前条](#)の職員は、必要に応じ児童の健康及び行動につき、その保護者に連絡しなければならない。

(秘密保持義務)

第24条 指定管理者又は業務に従事している者は、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずるとともに、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(規則への委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、[次項](#)の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 指定管理者の指定に関する手続その他この条例の施行に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第12条関係)

種別	金額(1時間につき)	
	利用料	冷房料
遊戯場	1,500円	3,000円
スタジオ(創作活動室)	350円	200円
多目的室	600円	200円

備考

- 1 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 利用時間には、準備及び片付けの時間を含む。